

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	株式会社環境エネルギー総合研究所		
代表者	片山 みゆき	担当者	石鍋喜美枝
所在地	〒120-0034 東京都足立区千住 1-37-2-2F TEL:03-5813-5072 FAX:03-5813-5073 E-mail:miyuki.ooba@eer.co.jp		
設立の経緯 ／沿革	1998 年 6 月 (財) 省エネルギーセンターの 0B を中心として有限会社環境エネルギー総合研究所を福岡市に設立。 2006 年 11 月本社を東京都墨田区に移転するとともに株式会社に変更。 2007 年 3 月 福岡分室を閉鎖。 2007 年 8 月 事業拡大に伴い梅島に分室を開設。 2009 年 11 月事業拡大に伴い本社を千住に移転。		
団体の目的 ／事業概要	＜目的＞国際社会に向けての日本という視点で持続可能な社会の実現と環境負荷の低減を目指すとともに、「生活者の視点でとらえた環境問題」をキーワードとして常に実社会に即したエネルギー・環境問題に積極的に取り組み、市民の環境共生型ライフスタイルへの転換をサポートをすることを目的としている。また次世代を担う子どもたちへの環境教育については、子ども自らが自分の周りの環境に対して主体的に学び、考え、判断し、行動するための支援を行い 21 世紀を生きる地域の社会人の育成を目的としている。＜事業概要＞産業・民生分野におけるエネルギー及び環境問題に関わる分野の研究・教育・調査統計・企画・コンサルタント業務。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	＜主な調査実績＞ ・家庭におけるエネルギー消費の実態研究調査（2003 年～2004 年） ・省エネラベリング制度浸透度調査（2004 年～2005 年） ・アイドリングストップ実験調査（2005 年） ・学校エコ改修事業北九州市立東曾根小学校電力計測調査（2005 年） ・学校エコ改修事業香南市立野市小学校温熱環境及び電力計測調査（2005 年～） ・省エネルギー設備導入促進情報提供等事業（2006 年度） ・八王子市等既築住宅総合省エネルギー連携推進事業共同事業（2006 年度） ・福岡地区エコドライブ推進支援事業（2006 年度） ・家庭用エネルギー消費機器の使用方法和省エネ効果に関する実験（2006 年度） ＜主な環境教育の実績＞ ・福岡市地球温暖化防止市民協議会実施 市民による省エネルギー行動実験運営（2001 年～2006 年） ・福岡市省エネ推進員養成業務（小学校教員向環境教育指導者育成）（2004 年～） ・福岡式環境 I S O（市民版）（2005 年～2006 年） ・電源立地推進調整等事業（2005 年） ・エネルギー・環境教育関連素材提供、モデル事業（2006 年） ・ガス給湯暖房機の使用実態調査（2010 年）他多数		
ホームページ	http://www.eer.co.jp/		
設立年月	1998 年 6 月 30 * 認証年月日（法人団体のみ）1998 年 6 月 30 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	3,000,000円	活動事業費/ 売上高 (H20)	48,000,000円
組 織	スタッフ／職員数 10 名（内 専従 6 名） 個人会員 0 名 法人会員 0 名 その他会員（賛助会員等） 0 名		

政策のテーマ C02と家計をダブルで減らす「エコ控除」の創設

■政策の分野

- ・地球温暖化の防止
- ・社会経済のグリーン化

■政策の手段

- ・税制措置
- ・法律及び国際条約の制定・改定または司法解決

団体名：(株)環境エネルギー総合研究所

担当者名：大庭みゆき

■キーワード	消費税控除	家庭の低炭素化	高効率機器の普及拡大	エコ住宅の普及拡大
--------	-------	---------	------------	-----------

① 政策の目的

省エネ意識も低く、省エネ機器への買換え等のニーズもない層に対して、システムティックに家庭の省エネ化を浸透させ、家庭部門の二酸化炭素排出量の持続可能な削減を実現することを目的とする。

② 背景および現状の問題点

産業部門等他部門のエネルギー消費が抑制傾向にあるのに対し、家庭部門のエネルギー消費は依然として増加傾向が続き、25%のCO2削減のためには家庭部門の省エネ化をドラスティックに進める必要がある。家庭の省エネ対策としては消費者サイドに対しては普及啓発による意識喚起とエコポイント制度等による高効率機器システム等への買換え促進が実施されているが、これらの政策等でカバーされない層（普及啓発に反応せず、機器等の買換えもしない層）に対しての省エネ対策が欠如している。従ってこれらの層に十分浸透し、システムティックに効果を上げる家庭の省エネ政策の整備が喫緊の課題となっている。一方太陽光発電システム導入促進はシステムを設置できる家庭にとっては効果的であるがそうでなく電力料金の支払い義務だけが課せられる家庭にとっては不公平感があり、このように不公平感を持つ家庭がなく、全ての家庭が平等に制度の恩恵を受けられることが重要であると考え。

③ 政策の概要

家庭での二酸化炭素排出量の削減を実施するために、以下の3点の何れかを実施した家庭（個人に限る）に対して、医療費控除と同様に確定申告による「エコ控除」制度を設け、省エネ行動実践者に対して平等に「お得感」を持たせ、省エネ行動の実行度を上げる。所得制限を設けないため、現状で最もエネルギー消費が多い富裕層（年収1000万円以上の所得者）に対しても網がかり、省エネ行動が所得税減税に直結することから高い導入効果が期待できる。

- 1) 省エネ行動等による日常生活での削減
- 2) 高効率機器（家電・ガス・石油機器、自動車）への買換え
- 3) 省エネ型住宅の購入、リフォーム

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

＜エコ控除の定義＞

「エコ控除」は自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために上記の1)～3)のために費用を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができることを示す。

＜エコ控除の対象となる費用の要件＞

- ・納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために1)～3)のものに対して支払った費用であること。
- ・その年の1月1日から12月31日までの間に支払った費用であること。

<エコ控除の対象となる金額>

- ・エコ控除の対象となる金額は、以下の式で計算した金額（最高200万円）とする。

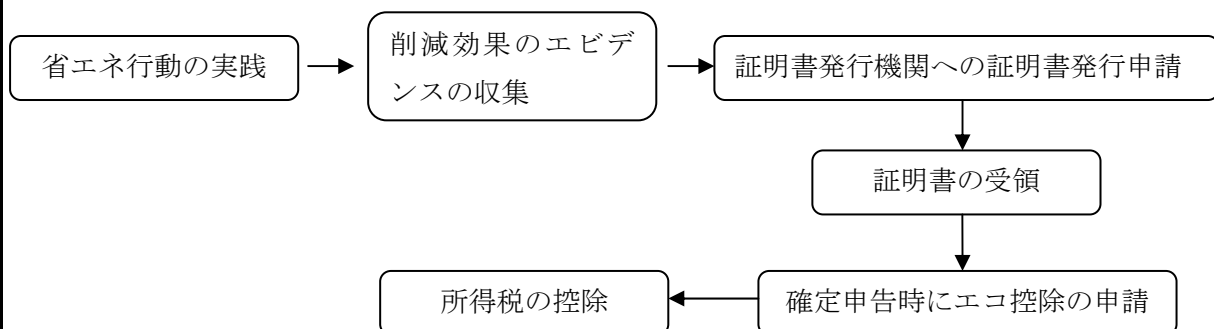
（エコ控除の対象金額）＝

（実際に支払った費用の合計額）－（補助金等で補てんされている金額）－10万円※

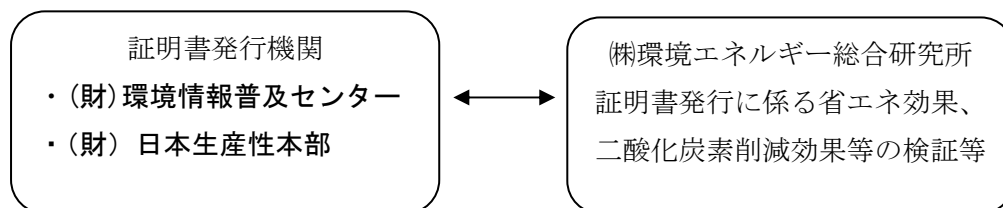
※（注）その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

<エコ控除の具体的なスキーム>

- ・1) の省エネ行動による削減については昨年と今年の年間のエネルギー消費量の差から二酸化炭素削減量を算出し、1kg＝1000円相当（案）でカウントする。
- ・2) 高効率機器等への買換え効果及び3) 省エネ型住宅の導入は機器別の買換え効果（予め規定値を作成しておく）を元に二酸化炭素削減量 1kg＝1000円相当（案）でカウントする。
- ・エコ控除は確定申告によって実施する。
- ・エコ控除は10万円以下は足切りとし最高は200万円までとする。
- ・所得制限は設けない。
- ・エコ控除を申告する際には、まず「エコ控除証明機関」（今回のスキームでは（財）環境情報普及センターと（財）日本生産性本部）にエコ控除のエビデンス（電気料金等の領収書、機器の購入領収書、住宅の購入領収書等とそれらの性能が詳細に分かる資料等）となる資料を提出し、「エコ控除証明書」を発行してもらう。次に申請者はその「エコ控除証明書」を添付して「エコ控除」を確定申告時に申告する。
- ・「エコ控除証明機関」は申請者に対して「エコ工場証明書」を発行する他、申請状況を上記の1)～3)のカテゴリ別、都道府県別、二酸化炭素の削減量別にまとめ、ホームページ等で公開し、「エコ控除」の普及拡大を図る。



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）



⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

家庭における省エネ行動を実践した全ての者が平等に制度の恩恵を受けることができるため、本制度の利用者は従前の補助金、エコポイント制度とは比較にならないほど拡大し、省エネ行動の一気呵成の拡大につながる。1家庭での削減効果は少なくとも日本全国の世帯で実施された場合の削減効果は限りなく大きい。「エコ控除」所得制限を設けないため、現状の所得税控除では控除申請項目がない富裕層へのモチベーション効果が高く、またこれらの層は一般的にエネルギー消費量が多く、従来普及啓発効果が届きにくい層でもあるため、一挙にこれらの層の省エネ化と低炭素化が促進されることが期待できる。

⑦ その他・特記事項